

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、その中でもハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多く発生している。本年4月に東京の池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いている。

75歳以上の運転免許保有者は昨年末時点で約564万人おり、警察庁によれば令和3年には613万人に膨らむと推計されている。

国は、平成29年に施行された改正道路交通法で、75歳以上の運転免許保有者が一定の違反行為をした際に臨時認知機能検査を受けることを新たに義務づけたが、高齢運転者による交通死亡事故が相次ぐ中、高齢運転者の安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、日常生活における移動手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した者に対して地域における移動手段を確保する取り組みも重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方公共団体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、安全運転サポート車に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスや予約型乗り合いタクシーの導入支援など地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、免許を自主返納した者を対象として地方公共団体等が行うタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

} 宛 (各 通)